

令和 2 年 3 月 2 4 日  
制 定

改正 令和 3 年 4 月 1 日

第 1 条 本会は宮崎大学地域資源創成学部同窓会と称する。

第 2 条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員  
宮崎大学地域資源創成学部卒業生及び在学生  
宮崎大学地位資源創成学研究科修了生及び在学生
- (2) 特別会員  
学部にて在職する教職員並びに旧教員
- (3) 賛助会員  
本会の趣旨に賛同する者

第 3 条 この会則は、宮崎大学地域資源創成学部（以下「学部」という。）及び地域資源創成学研究科（以下「研究科」という。）における会員相互の親睦を図り、母校の発展・充実に協力し、あわせて産業界及び地域の振興に寄与することを目的とする。

本会は前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会誌の発行
- (2) 会員名簿の発行
- (3) 新入会員の歓迎会など会員の交流を深める活動
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項

第 4 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名 本会を代表し、会務を総理する
- (2) 副会長 1 名 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事長 1 名 会長を補佐し、理事会の運営並びに役員総会における決定事項を執行する。
- (4) 理事 若干名 理事長を補佐し、会務を分掌する。
- (5) 監事 2 名 本会の事業及び会計を監査する。

第 5 条 役員の選出方法は次のとおりとする

- (1) 会長、副会長及び監事は、正会員の中から選出し、役員総会において決定する。
- (2) 理事長は、理事の互選とする。
- (3) 理事は、特別会員の中から選出する。

第 6 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。但し、欠員等により任期途中で交代した場合は、前任者の任期の残存期間とする。

第 7 条 本会の会議は、役員総会及び理事会とする。

第 8 条 本会の役員総会は、次のとおりとする

- (1) 役員総会は、第 4 条で定める役員で組織する。

- (2) 役員総会は、本会の運営及び事業の実施に係る事項を審議する。
- (3) 役員総会は、会長の要請または2分の1以上の役員の要求により開催する。
- (4) 会長は、役員総会の議長となる。
- (5) 役員総会は、第1項第1号に掲げる役員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、役員総会に出席できない者は、書面または電磁的記録によって議決に参加することができる。
- (6) 役員総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

2 役員総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 会員の入会、退会及び除名に関する事項
- (2) 本会の事業の企画、立案、実施等に関する事項
- (3) その他、同窓会運営に必要な事項

第9条 本会の理事会は、次のとおりとする

- (1) 理事会は、理事長及び理事で組織する。
- (2) 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の過半数の請求があったときに開催する。

第10条 本会の経費は、終身会費及びその他の収入をもって充てる。会員は入会時に終身会費20,000円を納入することとし、以後の会費徴収は行わないものとする。なお、宮崎大学地域資源創成学部後援会において後援会費を収めた者についてはこれを免除する。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、その監査報告は書面等により役員に対して行う。

第12条 本会の会則を改廃するときは役員総会の議を経て行う。

附 則

この会則は、令和2年3月24日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。